
石垣市立小中学校

校務用コンピュータ貸借業務

貸貸借仕様書



石垣市教育委員会

目次

1 件名	2
2 本事業の概要	2
2.1 業務内容	2
2.2 履行場所	2
2.3 履行期間及び納入期限	3
3 校務用コンピュータの納入条件	3
4 校務用コンピュータの納入・設置	3
4.1 納入スケジュール	3
5 保守要件	4
6 パソコン及び周辺機器の要件	4
6.1 共用代表パソコン（モデル A） 7 台	4
6.2 校務用ノートパソコン（モデル B） 126 台	4
6.3 教育委員会用モバイルパソコン（モデル C） 6 台	5
6.4 ライセンス 132 ライセンス	5
7 機密保護	6
8 その他	6
9 担当	6

1 件名

石垣市立小中学校校務用コンピュータ賃貸借業務

2 本事業の概要

2.1 業務内容

- (1) 校務用コンピュータの納入・設置
- (2) 保守及び運用支援

2.2 履行場所

No	学校名	住所	モデル A	モデル B	モデル C	ライセンス
1	富野小中学校	〒907-0451 桴海 299-45		6		
2	川平小中学校	〒907-0453 川平 969		5		
3	崎枝小中学校	〒907-0452 崎枝 530-18		6		
4	名蔵小中学校	〒907-0021 名蔵 243		6		
5	吉原小学校	〒907-0453 川平 1218-137	1	5		
6	新川小学校	〒907-0014 新栄町 74	1	4		
7	石垣小学校	〒907-0023 石垣 204		9		
8	登野城小学校	〒907-0004 登野城 290		13		
9	平真小学校	〒907-0003 平得 174	1	7		
10	大浜小学校	〒907-0001 大浜 182		5		
11	川原小学校	〒907-0001 大浜 2064	1	3		
12	大本小学校	〒907-0002 真栄里 1111		1		
13	宮良小学校	〒907-0243 宮良 331-1		4		
14	白保小学校	〒907-0242 白保 73-1	1	4		
15	伊野田小学校	〒907-0241 桃里 168-56		3		
16	明石小学校	〒907-0332 伊原間 249		6		
17	野底小学校	〒907-0333 野底 138		5		
18	八島小学校	〒907-0011 八島町 2-3		8		
19	真喜良小学校	〒907-0024 新川 2018-2		6		
20	石垣中学校	〒907-0024 新川 307	1	7		
21	石垣第二中学校	〒907-0004 登野城 1078	1	3		
22	大浜中学校	〒907-0001 大浜 103		4		
23	白保中学校	〒907-0242 白保 268-35		1		
24	伊原間中学校	〒907-0332 伊原間 28		5		
25	教育委員会	〒907-8501 真栄里 672			6	
			7	126	6	139

2.3 履行期間及び納入期限

(1) 校務用コンピュータの納入・設置

納入期限は令和7年7月31日までとする。

(2) 賃貸借保守及び運用支援

令和7年8月1日から令和12年7月31日までとする。（長期継続契約5年）

3 校務用コンピュータの納入条件

- (1) 納入コンピュータはすべて同一メーカー同一機種であること
- (2) 導入コンピュータは、導入時点での最新機種、新品であること
- (3) 機器発注前には、仕様等を石垣市教育委員会に提出し、承認を得ること。
- (4) 納入コンピュータは設置後、5年間の部品供給ができるメーカー製品であること
- (5) グリーン購入法・国際エネルギースタープログラム・PCグリーンラベル対応であること
- (6) 機器全体で文部科学省の「学校環境衛生基準」を満たすこと。（参考）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1403737.htm
- (7) 本記載にない事項においても学校に設置するものを前提に配慮されたものであること
- (8) 次のラベル表記(例)を参考にパソコンに貼付すること

契約名	令和7年度校務用コンピュータ賃貸借
納入場所	石垣市立〇〇〇学校
契約期間	令和〇〇年〇月〇日 ～令和〇〇年〇月〇日（5年間）
保守業者	株式会社〇〇〇〇会社 TEL 99-9999 FAX 88-8888

4 校務用コンピュータの納入・設置

- (1) 各学校と協議の上、設置日時を決定すること。
- (2) 賃貸借期間満了後は撤去日時について各学校と協議の上、決定すること。
- (3) 学校ごと必要なネットワーク設定を行うこと。
- (4) ネットワーク設定に必要な仕様は契約後に提供いたします。
- (5) 各ソフトウェアについては Microsoft Intune で配布が可能なライセンスに限る。CD等は不要。

4.1 納入スケジュール

	令和7年度				
	5月	6月	7月	8月	9月
入札		入札		契約開始（長期継続契約）	
			設定期間	納入	

5 保守要件

- (1) 受注者は契約期間中のハードウェア保守に対応すること
- (2) 機器類（ハードウェア）については動産保険に加入し、不注意による修理（故意による破損は除く）に対応すること。
- (3) 保守対応時間内は電話対応を可能とすること。
電話対応時間：平日 9時から17時まで
- (4) 機器障害発生時はオンサイト保守を原則とし、2営業日内に対応を行うこと。その場の対応が困難な場合は先出 SEND BACK で対応すること。
- (5) 当該機器に起因しない障害に対しても、早期に復旧できるよう技術支援を行うこと。
- (6) 保守に係る経費は機器賃借に含むものとする。（追加費用は支払わない）
- (7) ハードウェアならびにソフトウェアの保守履歴・障害報告などは管理者の求めに応じて提出すること。

6 パソコン及び周辺機器の要件

6.1 共用代表パソコン（モデル A） 7 台

記載にない事項でも学校で利用する物品として考慮すること。

項 目	仕 様
形状	デスクトップ型およびモニター
モニター	23 インチ以上(1920*1080) 、HDMI or Type-C 接続
O S	Windows 11/10 Professional
C P U	Intel Core i5 又は AMD Ryzen5 最新版であること
メモリ	16 GB 以上
S S D	512 GB 以上
通信機能	無線 L A N (IEEE 802.11 ac/ax 同等以上)、外付け可
インターフェイス	USB3.0 以上 x3、USB Type-C x1、HDMI
その他	マウス、キーボード（JIS 配列）含む Microsoft Intune および WindowsAutopilot に対応しており、購入時に Autopilot 登録を行うこと。

6.2 校務用ノートパソコン（モデル B） 126 台

記載にない事項でも教師が普段利用する物品として考慮すること。

項 目	仕 様
形状	ノート PC
ディスプレイ	15 インチ以上 FHD 以上、IPS 対応パネル
O S	Windows 11 Professional
C P U	Intel Core i5 又は AMD Ryzen5 最新版であること
メモリ	16GB 以上

S S D	256 GB 以上
通信機能	無線 L A N (IEEE 802.11 ac/ax が対応すること)
インターフェイス	USB3.0 以上 x1、USB Type-C x1 内蔵スピーカー、内蔵マイクを有すること
フロントカメラ	720p HD 以上
付属品	USBTypeC ハブ(USB3.0×2、USB TypeC、HDMI)以上
その他	キーボードは JIS 配列であること Microsoft Intune および WindowsAutopilot に対応しており、購入時に Autopilot 登録を行うこと。 遠隔授業などが十分にできるよう記載されていない事項があっても考慮すること。特に内蔵スピーカーと内蔵マイクは雑音の中でも認識できる出力ができること。

6.3 教育委員会用モバイルパソコン（モデル C） 6 台

記載にない事項でも指導主事が利用する物品として考慮すること。

項 目	仕 様
形状	ノート PC 若しくは 2 in1 タイプであること
ディスプレイ	13～15 インチ程度 FHD 以上、IPS 対応パネル
O S	Windows 11 Professional
C P U	高性能プロセッサ CoreUltra5 同等以上
メモリ	16GB 以上
S S D	256 GB 以上
通信機能	無線 L A N (IEEE 802.11 ac/ax が対応すること)
インターフェイス	USB Type-C x2 内蔵スピーカー、内蔵マイクを有すること
フロントカメラ	720p HD 以上
付属品	USBTypeC ハブ(USB3.0×2、USB TypeC、HDMI)以上
その他	キーボードは JIS 配列であること Microsoft Intune および WindowsAutopilot に対応しており、購入時に Autopilot 登録を行うこと。 遠隔授業などが十分にできるよう記載されていない事項があっても考慮すること。特に内蔵スピーカーと内蔵マイクは雑音の中でも認識できる出力ができること。

6.4 ライセンス 139 ライセンス

Microsoft 365 Education A1 for Devices

7 機密保護

本市から知りえた情報は本システムの提案、構築、保守の目的以外に使用せず、事業終了後も機密として保持、または廃棄し、第三者に開示若しくは漏洩しないように必要な措置をとること。また、個人情報保護については、個人情報保護法を遵守すること。

8 その他

- (1) 受注者の責務において、市民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上、適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、市と受注者で協議の上決定する。
- (4) 完成図書として、機器詳細一覧（シリアル番号、学校別設置、該当アカウント）をデータで提出すること。

9 担当

石垣市教育委員会教育部学校教育課

電話：0980-87-5078（内線 3149） FAX：0980-82-0294

担当者名：村山、◎比嘉（主担当）